

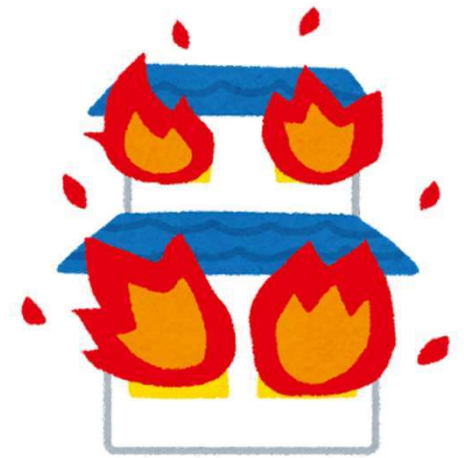
「雑損控除」とは？

シロアリ被害の時も
雑損控除は使えるぞ

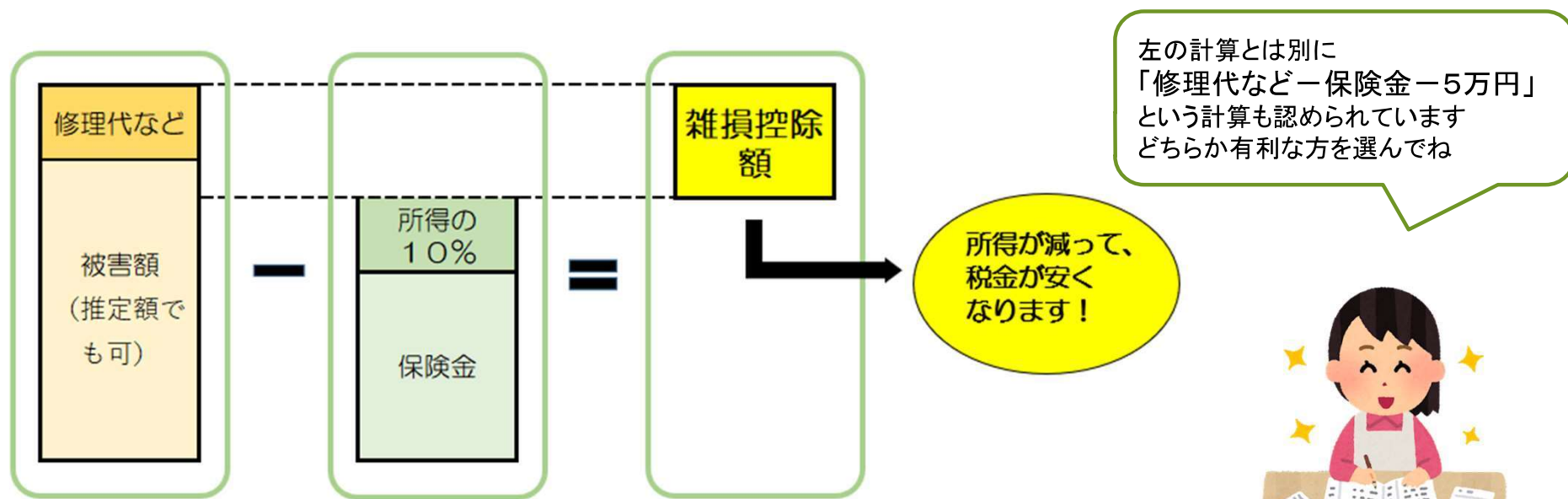


住宅、家財、車両などの生活用の財産について、
自然災害、人災、獣害、犯罪などで損害を受けたときに、
その損失額を所得金額から控除して、
税金を減らす制度のこと

- ※医療費控除と同じ、所得控除の一種です
- ※確定申告書上で計算して申告します
- ※所得税と住民税が安くなります



雑損控除のしくみ (イメージ)



※控除額の計算では、添付資料①②③を使用します



この4つの要素で、雑損
控除の計算ができますね

計算書類の書き方（添付書類参照）



「**家族構成**」・・・45歳自営業の男性、妻と小学生の子ども2人の4人暮らし



「**被災状況**」・・・3年前に建てた注文住宅に40センチの床上浸水、2台の車両は水没、
罹災証明書は発行済み

「**保険金**」・・・火災保険金が300万、家財の保険金が100万、車は2つとも無保険状態

「**出費**」・・・内装工事に700万、家財の買い替えに300万、1台の車の修理に50万、
もう一方の車は廃車

※なお、サンプル計算では行っていませんが、実際の被害割合表の当てはめでは、**罹災証明書**
の判定結果に応じて、「**損壊**」の被害割合に「**浸水**」の被害割合を加算する、という作業が追加さ
れます。

雑損控除の対象となる資産



○ 「生活用の資産」 であること

- 店舗併用住宅・・・住宅部分について対象となる
- 事業のための建物や設備、商品在庫・・・対象とならない

うちは1階が店舗だから、1階部分の被害は、雑損控除ではなくて、事業所得の経費だね

○ 「納税者本人」 の所有資産であること

- 扶養控除の対象となる配偶者や親族の所有資産・・・対象となる
- 共有資産について、本人以外の持ち分・・・上記に準じて判断する
- 納税者本人が「居住者」であること・・・「国内に住所のある人」、または「国内に現在まで1年以上住所のある人」のこと
- 「非居住者」の場合・・・その人に、総合課税の対象となる国内源泉所得がある場合には、国内の資産に限り、対象となる

○「住宅」の範囲

- 分譲マンション・・・対象となる
- 墓地、墓石・・・対象となる
- 宅地・・・対象となる
- 山林、農地、遊休地・・・対象とならない

住宅には、家屋以外にもいろいろな資産が含まれるけど、「推定計算が使えるかどうか」や「被害割合の扱い」で、違いが出るよ



○「家財」の範囲

「家財」とは、家具、家電製品、冷暖房器具、衣服、靴、現金、その他の生活に必要なもの

※家財については多くのケースで、推定計算による損失額を使用するため、神経質に選別する必要はない

○「車両」の範囲

「生活に必要である」と説明できることが重要

- ・レーシングカー、キャンピングカー・・・通常は対象とはならない
- ・自転車・・・生活に必要なら対象となる
- ・オートバイ・・・同上

※被災車両が、運転免許保持者の人数を上回る場合には、あらかじめ建付けを考えておくのがおすすめ



通学で使ったり、買い物や病院通い、家族の送迎にも使っているぜ。

毎日、この車で通勤しています



損失額の計算

(**損失額** + 災害関連支出 - 保険金 - 所得の10% = 雑損控除額)

次の計算により損失額を求める

【原則的な方法】

- ① **取得価額 (実額)** - 減価償却額の累計額 = 被災直前の時価
- ② ① × 被害割合 = 損失額

【例外的な方法】

資産の取得価額がわからない場合には、推定価額を用いて計算することが認められている

- ① **推定価額** - 減価償却額の累計額 = 被災直前の時価
- ② ① × 被害割合 = 損失額

取得価格(実額)を入手
できないときは、推定価
額の出番だ！



推定価額について

「構造」・「㎡数」・
「築年数」がわかれば
住宅は計算できるぞ



「住宅」と「家財」で認められている
(車両には使えない)

【住宅の推定価額】

躯体構造ごとの建築単価 × ㎡数

※住宅は、固定資産税の通知書や登記情報が
あれば計算できる

地域別・構造別の工事費用表 (1㎡当たり) 【令和4年
分用】

[令和3年分はこちら](#)

(単位: 千円)

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均(注)	173	284	265	256
北海道	187	304	265	256
青森	175	284	301	256
岩手	182	284	265	256
宮城	173	284	265	256
秋田	175	284	293	256
...

(一部省略)

福井	177	284	265	262
岐阜	174	284	265	256
静岡	180	284	265	256
愛知	173	284	265	259
三重	184	284	265	263
滋賀	173	284	265	256

(国税庁HPより抜粋)

【家財の推定価額】

右の表に当てはめて算出した金額を、そのまま推定価額として使用する（この場合は、減価償却計算はしない）

※家財の推定価額は高めに設定されています。ひとつひとつの家財について取得価格を求めるのは困難なので、推定価額による計算を採用しましょう

【参考】家財の計算で使う推定価額

世帯主の年齢	夫婦	独身
～ 29 歳	500 万円	300 万円
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（国税庁HPより抜粋）

買った金額が不明でも大丈夫！
とても有利な推定価額！
（50代夫婦で1150万）

推定価額を使うなら、同居人1人につき130万円（18歳未満は80万円）が、加算されるよ



「被害割合」とは

国税庁により、被災原因や被災状況に応じて定められています（右図参照）

【被害割合表の使い方】

①罹災証明書の判定結果を「損壊」欄に当てはめる

（例）一部損壊、準半壊・・・「一部破損」の欄
半壊、中規模半壊・・・「半壊」の欄

②罹災証明書に「浸水」の表記があれば、「浸水」欄の被害割合を、①に加算できる

雑損控除で最大の節税効果を得たいなら、罹災証明書は、ぜったいに入手しておいた方がいいぜー



被害割合表

被害割合については、被害状況に応じて、以下の「被害割合表」により求めた被害割合とします。

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかつこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床上 1m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床上 50cm以上 1m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床上 50cm未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
床下		15 (0)	-		

（国税庁HPより抜粋）

【被害割合表の注意点】

○「損壊」欄での被害割合について、「**実際の被害の程度**」と「**罹災証明書**の判定結果」に乖離がある場合には、「**実際の被害の程度**」を優先する。 その場合には、表の右側の**摘要欄のコメント**を参考に、当てはめを行う。

○「**浸水**」欄での被害割合の特定に当たっては、浸水の深さ、平屋建てか2階建てか、土砂や泥を含むか、という**被害状況の詳細**を踏まえる必要がある

○住宅そのものは無事だったが、土砂崩れや周辺の土地の崩落により、「**事実上の居住不能**」となってしまった場合には、「**全壊**」扱いが認められている

○「**車両**」については、住居や家財での当てはめを参考に、被害の程度に応じて、**自分で被害割合を決定する**

運用が複雑すぎる！
迷ったら税務署に確認しよう！



【内閣府 被害認定基準】

■災害の被害認定基準(令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当))

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

【国税庁 被害割合表】

被害区分	被害割合		摘要
	住宅	家財	
全壊・流失・埋没・倒壊	%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
(倒壊に準ずるものを含む)	100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
半壊	50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
一部破損	5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合

災害関連支出額の計算（住居・家財・車両共通）

（損失額＋災害関連支出－保険金－所得の10％＝雑損控除額） ※

災害関連支出に該当する出費は、雑損控除の計算に含めることができる

【災害関連支出に含まれるもの】

- 住宅などの取り壊しや除去のための支出
- 土砂等の障害物の除去のための支出・・・災害発生日から3年以内のものに限る
（台風15号被害が大規模な災害であったため）
- 住宅などの原状回復のための支出・・・同じく3年以内限定
- 住宅などの損壊の防止、価値減少の防止のための支出・・・同じく3年以内限定
- 災害の拡大、発生防止のための緊急措置のための支出

※「災害関連支出－保険金－5万円」の方が高額であれば、この算式で計算した金額を使えますよ！

原状回復支出の計算はややこしいけど、がんばりましょう！



①と⑤以外は、どこまで厳密にやるかが問題だな～



【原状回復支出の注意点】

- ①原状回復支出から、上記算式の「**損失額**」を、**差し引かなくてはならない**
- ②原状回復支出のうち、**グレードアップ部分**(資本的支出)は、計算から**除外される**
- ③原状回復支出と**グレードアップ部分**を明確に分けられない場合は、**7:3基準**により、**3割部分**を原状回復支出に含めることができる
- ④被災資産が修理不能の場合、**買い替えのための支出**は、原状回復支出に含まれるのか？
住居、車両・・・含まれない(水没車両であっても)
家財・・・原状回復に含まれるが、新品に交換したことによる価値増加分を差し引かなくてはならない
- ⑤被災した年の**翌年以降**に、**原状回復支出(リフォーム工事など)**を行った場合の申告
「被災した年」・・・**「損失額」と「保険金」のみ**で雑損控除の計算を行い、その年の申告を確定させる
「翌年以降」・・・災害関連支出が発生したときは、**改めて「災害関連支出額」を集計**して、計算書式に当てはめて雑損控除の計算を行い、その年の申告を確定させる(つまり、被災した年にさかのぼって申告をやり直すわけではない)

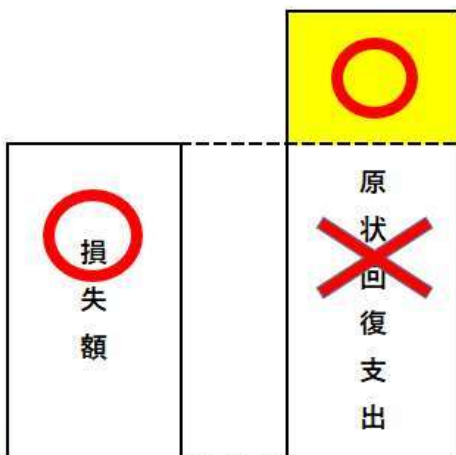
【参考】

前ページの①「原状回復支出から損失額を差し引く」について

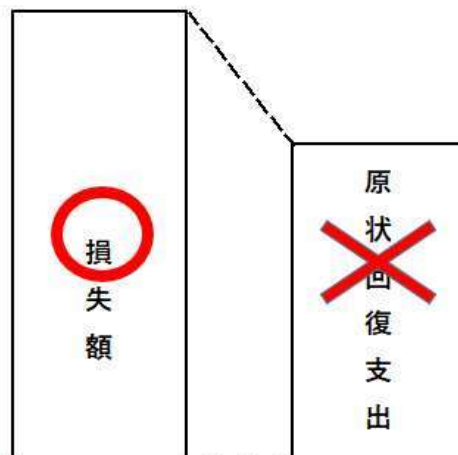
雑損控除の対象になるのは、下図の○印の部分

(原状回復支出のうち、雑損控除の対象額が発生するのは、【A】のパターンのみ)

【A】 損失額よりも、原状回復支出の方が多い場合



【B】 損失額よりも、原状回復支出の方が少ない場合



サンプルの計算書に従っていくと、3ページ目「3-⑥」の行で、自動的に比較計算してくれるから、心配なくて大丈夫よ

原状回復支出額を単純に加算してしまうと、損失額と重複してしまうからってことね～
ケチね～



保険金について



(損失額+災害関連支出-**保険金**-所得の10%=雑損控除額)

- 「火災保険金」「見舞金」の受け取りがあった場合には、損害額から差し引かなくてはならない
- 損害額を上回る保険金収入があった場合には、**その上回る部分は、災害関連支出額(後述)から差し引くことになる**
- ただし、「住居」「家財」「車両」のそれぞれのカテゴリを超えて、通算する必要はない
- 応急修理補助金**や、**被災者生活再建支援金**については、損害額から**差し引かなくてよい**

マジか・・・
やってもうた・・・
雑損控除いけるんか？



雑損控除の手続き（所得税の確定申告）

【申告期間】 当年分について、翌年の2月16日～3月15日まで

（還付のみの方は、3月15日を過ぎて申告しても、加算税等の罰則はない）

【提出書類】 ○確定申告書（サンプル参照）

○雑損控除の計算書類（サンプル参照、国税庁のサイトからダウンロードできる）

○罹災証明書（ない場合は被災証明書。被災証明書もない場合は、資料なしでも可）

※被災箇所のわかる写真を添付できれば、より証明力を補強できる

※災害関連支出に該当する出費の請求書や領収書は、自宅保管

※イータックスの場合の添付書類は、郵送でよい

【申告窓口・お問い合わせ】

清水税務署 個人課税部門 電話 054-355-2360

静岡税務署 個人課税部門 電話 054-252-8111



申告書はイータックスでいけるけど、
計算書の方は手書きだわ・・・
いまどき・・・

【確定申告にあたっての注意点】

○所得金額から控除しきれなかった雑損控除額の取り扱い

- ・ 翌年以降3年間に渡り、繰り越すことができる(被災年度+3年間)
- ・ 繰り越した金額について、雑損控除を受けるためには、**その年ごとに、確定申告書の提出が必要**

「3年間の繰り越し可」も、「住民税の申告不要」も、どちらも雑損控除の大きな利点ですね



○住民税との関わり

- ・ 住民税にも、同じ雑損控除の制度が用意されている
- ・ 控除しきれなかった金額の**3年間の繰り越し**は、住民税も同じ扱い
- ・ 税務署に提出した申告データは、そのまま市役所に流れていくので、**改めて市役所に住民税の申告をする必要はない**(税務署への申告作業だけで、所得税と住民税を減額できる)
- ・ ただし、所得税申告で、雑損控除ではなく「**災害減免法による税額控除**」を選択した場合には、市役所側では雑損控除のデータが揃わない。よって、その場合には、**雑損控除の計算結果を記した市民税の申告を、別途市役所に行く必要がある**

「災害減免法による税額控除」 との関係

災害減免法による税額控除の要件を満たす場合には、**雑損控除と比較して有利な方を選択できる**

【災害減免法による税額控除の概要】

住宅・家財について、災害による損失額が「**時価の50%以上**」である場合には、次の区分に応じて、**その年の所得税**について**免除**を受けることができる

合計所得金額が500万円以下・・・100%免除

同所得が750万円以下・・・・・・・・50%免除

同所得が1000万円以下・・・・・・・・25%免除

【補足】

○時価の50%以上・・・(被災前の時価 — 被災直後の時価 — 保険金収入) ÷ 被災前の時価

○**住宅か家財、どちらかの被害**が50%以上であること



【補足のつづき】

○時価の算定が困難な場合には、**雑損控除の推定価額**を利用できる

○被害割合として、**罹災証明書**の判定結果を**雑損控除の被害割合表**に当てはめた**数値**を利用できる（罹災証明書が「半壊」であれば、住宅・家財ともに50%の減額。なお、**浸水被害における被害割合の加算**も可）

【災害減免法のメリット】

○**判定と計算が簡単**（罹災証明で半壊以上であれば、所得区分に応じて免除割合を確定させて終了）

【災害減免法のデメリット】

○控除しきれなかった金額があるときは、その金額は**その年で切り捨て**（翌年以降の繰り越しはない）

○**住民税の計算には、災害減免法は使えない**（住民税も減らしたいなら、個別に市役所に、雑損控除計算を含めた住民税の確定申告を行う必要がある）

○**車両の被害**については、**カウントされない**

これで終わりだ、お疲れ～

